

件 名	県道 79 号の自転車道について
受付日	令和 5 年 5 月 1 日
ご意見・ご提案 の概要	<p>関市にある県道 79 号の小屋名交差点から栄町 3 交差点までの区間には、自転車道が設置されている。</p> <p>このうち、小屋名交差点から栄町 4 交差点までの区間は、脇道との交差点がカーブしており、自転車で非常に走りにくい。栄町 4 交差点から栄町 3 交差点までの区間のように、まっすぐ走行できる自転車道にしてほしい。</p>
県の考え方	<p>ご意見を頂きました県道 79 号の小屋名交差点から栄町 3 交差点までの区間は、歩道と並行して自転車道を計画し、小屋名交差点から栄町 4 交差点までの区間は平成 21 年度から平成 24 年度にかけて、栄町 4 交差点から栄町 3 交差点までの区間は平成 24 年度から 26 年度にかけて、それぞれ整備を行いました。</p> <p>整備にあたっては、公安委員会、関市、地域にお住まいの方と調整のうえ合意を得て進めておりますが、整備の途中に国が示す自転車道の構造基準が改定となり、両区間は異なる構造で整備が行われています。</p> <p>この異なる自転車道の構造の統一には、改めて関係者のご意見等を伺うとともに、着手には関係者の合意を得て進める必要があります。</p> <p>今回いただいたご意見を踏まえ、県としては、まずは関係者のご意見等を伺い検討を進めてまいります。</p>
担当課	県土整備部 道路維持課